

隠 監 第 10号
令和 5年 9月 1日

隠岐の島町長

池田 高世偉 様

隠岐の島町監査委員 嶽野 正 弘



同 米澤 壽 重



令和4年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の
審査意見等について（報告）

地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和5年8月1日付隠総第99号にて
審査に付された令和4年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算について審査した
ので、その結果について別紙のとおり意見を提出します。

併せて、財政健全化法第22条の規定による「公営企業の経営健全化審査」を実施し
たので報告いたします。

令和4年度隠岐の島町上水道事業会計 歳入歳出決算の審査意見

第1 審査の概要

1、審査の対象

令和4年度における企業管理者所属の、上水道事業会計決算を対象とした。

2、審査の期間

令和5年8月1日から同年8月31日まで

うち審査実施日（登庁による事業主管課等の調査実施日）

8月 1日（月）	8月 2日（火）
8月 3日（水）	8月24日（木）
8月25日（木）	8月30日（金）
8月31日（月）	以上7日間

なお、一般会計・特別会計の決算審査と同期間に行い、8月2日に上水道事業会計の決算審査を中心に行った。

3、審査の手続き

決算審査に当たっては、町長から提出された「決算報告書」「財務諸表」「事業報告書等の決算附属書類」について、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続を隠岐の島町監査基準に準拠して実施した。

第2 審査の結果

1、提出書類について

審査に付された「決算報告書」「財務諸表」「事業報告書等の決算附属書類」は、関係法令に準拠して作成されており、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、計数に誤りはなく、当事業の経営成績及び当年度末の財政状態を適正に表示しているものと認められた。

2、予算執行状況について（金額は税込）（参照：上水道事業決算書p1～）

令和4年度隠岐の島町上水道事業決算報告書に基づき、予算額に対する決算額の状況について報告する。

収益的収入は、予算額 5 億 9,755 万 2 千円に対して収入額は 10 億 5,610 万 7 千円で、予算に計上していなかった特別利益などにより 4 億 5,855 万 5 千円の予算オーバーとなった。

水道料金などの営業収益は、予算額 4 億 4,939 万 1 千円に対し収入額は 4 億 3,891 万 5 千円で収入率は 97.7%であった。受託工事収益が発生し増額となったものの給水収益が給水人口の減もあり年間有収水量は 1.5%減少し、収入額が予算額に達しなかったものである。

営業外収益は、他会計補助金や長期前受金戻入（旧簡水債の元金繰入分）などの収入であるが、予算額 1 億 4,816 万 1 千円に対して長期前受金の精査による収入増などの結果 6,060 万 4 千円の増となる 2 億 876 万 5 千円の収入となった。

そして、特別利益であるが、やはり長期前受金戻入の関係であるが、過去にさかのぼって旧簡水債の元金繰入分と銚子ダム建設時の債権(償却資産)の取り扱いについて新たな視点での財務処理を行ったもので 4 億 842 万 7 千円の決算額を計上することになった。

一方、収益的支出は、予算額 5 億 7,493 万 7 千円に対して支出額は 7 億 8,016 万 2 千円で、予算オーバーの決算をすることになった。後述する特別損失の発生によるものである。

営業費用は、予算額 5 億 712 万 5 千円に対して、執行率 95.9%の 4 億 8,658 万 7 千円の決算となり、営業外費用は予算額 5,898 万 7 千円に対して、執行率 109.9%の 6,482 万 8 千円の決算となった。

特別損失は、過年度損益修正損を予算計上しているが、収入で説明した償却資産の修正による減価償却費の過年度分を一括計上したことによって 2 億 2,874 万 7 千円の決算となった。

資本的収入は繰越事業を含めた予算額 2 億 4,244 万 2 千円に対して決算額は 2 億 1,332 万 3 千円、一方資本的支出は繰越事業を含めた予算額 4 億 7,332 万 4 千円に対して 4 億 4,609 万 7 千円の決算となった。

結果、収支の不足額 2 億 3,277 万 4 千円は減債積立金や建設改良積立金などで補填した。

3、経営状況について（金額は税抜き）（参照：上水道事業決算書 p5～）

損益計算書による営業収益は、3 億 9,904 万 9 千円で前年度より 1.3%508 万 8 千円の減、うち給水収益は 3 億 9,647 万 9 千円で前年度より 1.6%657 万 1 千円

の減であった。減収の要因は、有収水量が23,787 m³ (1.5%)の減少によるものであるが、給水人口は183人(1.3%)減少であることからコロナ禍という社会的要因も考えられる。一方、営業費用は、4億7,451万4千円で前年度より1,838万1千円(3.7%)減額の決算となり、営業損失で7,546万5千円となった。

しかし営業外の収支では長期前受金戻入が前年比5,216万7千円の増額となるなど1億6,301万4千円の利益を計上することになった。

また、前述した今年度決算の大きな要点である特別利益では過年度損益の修正益が4億842万円、一方特別損失には過年度修正損が2億2,874万7千円となり収支差引1億7,967万3千円の利益を示すことになった。

結果、令和4年度の純利益が2億6,722万1千円で、資本的収支の不足額に充当した1億8,600万円を加えて、当年度未処分利益剰余金は4億5,322万1千円の決算となった。

第3 審査意見

1、健全な企業運営について

多額な特別利益と損失額を計上したことで4億5,322万1千円の未処分利益剰余金については、資本金への組入れと減債積立金など将来の経費に充当する条例による積立金の処分案が提出されている。

将来の事業計画に伴う財政負担を考慮した中長期的な計画策定のもと、住民の為に健全な企業運営を求めるものである。

2、収入未済金について

水道料の未収金は、決算時には3月調定分が収入時期の関係から収入未済処理扱いされることから、決算審査時に担当課から提出された直近の調査数値(7月27日時点)が滞納の実態ととらえている。

決算書の状況(貸借対照表—流動資産—未収金のうち水道料分)

現年未収金 3,869万9千円(うち3月調定分3,763万2千円)

過年分 1,720万円 計 5,589万9千円

(参考) 審査時点の調査の状況(水道課提出の水道料未収金調書)

1,778万2千円

前年度（1900万1千円）より調査時点の未収金は121万9千円の減である。
未納者数は160名で、前年度調査時点より33名の減となったが、新規未納者が44名もいる。また50万円以上の大口未納者は、前年度と同数の6名で金額は92千円を徴収したことにより滞納額は644万1千円との調査数値である。

徴収業務には、より一層努力して、経営の安定、住民負担の公正性を確保して
いただきたい。

以上、令和4年度上水道事業会計の決算審査の報告をいたします。

令和5年9月1日

隠岐の島町監査委員 嶽野正弘



同 米澤壽重



令和4年度隠岐の島町公営企業の経営健全化の審査

第1 審査の概要

1、審査の対象

財政健全化法第22条の規定により提出された、令和4年度上水道事業会計における資金不足比率、及びその算定基礎となる事項を記載した書類

2、審査の期間

令和4年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の審査期間と同じ

3、審査の手続き

経営健全化比率である資金不足比率について、その算定基礎及び比率が適正に作成されているかどうか審査を行った。

第2 審査の結果及び意見

1、審査の結果

審査に付された資金不足比率、その算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	隠岐の島町比率	健全化基準	備考
資金不足比率	—	20.0%	

2、意見

経営健全化における実質的な資金不足を生じていないため、問題はない。
よって是正改善を要する事項はありません。

以上、令和4年度隠岐の島町公営企業の経営健全化の審査の報告をいたします。

令和5年9月1日

隠岐の島町監査委員 嶽野正 弘 

同 米澤壽重 